



広労発基 0821 第 1 号

令和 6 年 8 月 21 日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正 殿

広島労働局長

小沼 宏治

広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、広島市教職員組合ほか4者から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

写

令和6年8月21日

広島労働局長

小沼 宏治 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日貴職から、令和6年8月5日付け広島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する労働者からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので、答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

令和6年8月21日

広島労働局長

小沼 宏治 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった広島県特定最低賃金について、慎重に審議した結果、下記の広島県特定最低賃金を改正決定することは必要と認めるとの結論に達したので、答申する。

広島県各種商品小売業最低賃金を改正決定する必要性については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

- 1 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金
- 2 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金
- 3 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- 4 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 5 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金
- 6 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 7 広島県自動車小売業最低賃金



広労発基 0821 第 2 号
令和 6 年 8 月 21 日

広島地方最低賃金審議会
会長 岡田 行正 殿

広島労働局長
小沼 宏治

広島県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 6 号）
- 6 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 7 号）
- 7 広島県自動車小売業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 9 号）